平成２２年（フ）第９８２２号
大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―205号
債務者　中村美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９２号
大阪府豊中市服部寿町１丁目２番６号
債務者　池田　恭子（旧姓平戸）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５７号
大阪府寝屋川市池田西町３番９―602号
債務者　田邊　邦男
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９号
大阪市西淀川区大和田３丁目８番３号　大和ビル102号室
債務者　岡崎　　武
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７号
大阪府枚方市渚西１―38―10―203、住民票上の住所大阪府枚方市宮之阪３丁目32番９号
債務者　ＤＡＳＨ　ＴＯＴＡＬ　ＤＥＳＩＧＮ
こと　佐々木隆雄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番７―406号
債務者　村尾　和志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７号
大阪府寝屋川市音羽町２番12―604号
債務者　中井　一之
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番４―404号
債務者　中田　和浩
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８号
大阪市天王寺区生玉前町２丁目８番　ラヴニール上町台501号、住民票上の住所大阪市天王寺区勝山２丁目17番１号　東門印刷方
債務者　福智　節子（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３４号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目10番１号　エクセラン公園南２Ｂ
債務者　萩原　　桂
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８号
大阪府枚方市養父西町22番４―303号
債務者　木下るり子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６５号
大阪府豊中市千里園２丁目４番20―206号
債務者　芝　　充代
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８号
大阪府八尾市萱振町１丁目35番地の12　グランデ八尾304号
債務者　松矢美津子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番19―102号
債務者　塚脇　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６号
大阪府門真市泉町１番１号
債務者　和田　知巳
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０号
大阪府豊中市服部豊町２丁目16番28号
債務者　谷田　宏子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６４号
大阪府門真市打越町13番２号
債務者　片岡美智子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部